

平成23年度第2回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成24年2月27日（月）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成24年2月27日（月）

午後5時15分～6時00分

区役所第一分庁舎6階 研修室A

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 その他

連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

小委員会委員 8名

委員長 熊 谷 洋 一 委 員 興 水 肇

委 員 池 邊 このみ 委 員 金 田 宣 紀

委 員 渡 辺 芳 子 委 員 福 田 雅 人

委 員 椎 名 豊 勝 委 員 越 野 明 子

◎はじめに

みどり公園課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきますみどり公園課長の城倉と申します。よろしくお願いたします。

本日の小委員会について、急な開催にもかかわらず皆様おいでいただきまして、ありがとうございました。深く感謝をするとともにお礼を申し上げます。

本日の小委員会でございますけれども、新宿区みどりの条例第28条2の規定に基づき設けられており、審議事項は保護樹木等の指定及び解除、みどり公園基金の処分となっております。これら審議事項について、迅速な判断が必要な場合で、早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催をいたします。委員は、みどりの推進審議会のうち会長が指名する8名以内で構成され、委員の過半数の出席により成立いたします。

今回は今年度2回目の小委員会でございます。小委員会を設置するという規定を設けてから3回目の小委員会となります。1月31日に推進審議会をしたばかりですけれども、急な指定解除の案件が出ましたので、本日お集まりをいただきました。

それでは、改めまして、平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

本日の会議でございますが、18時15分を終了の目途としておりますけれども、この後、御予定がおりになる委員の方がいらっしゃいますので、早目に終了できればと考えております。

なお、本日、会場の都合によりましてマイクの設備がございません。発言の際は、大変恐縮でございますけれども、皆様に聞こえるよう大きめの声をお願いをしたいと思います。

それでは、これから議事進行を委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いたします。

◎開会

熊谷委員長 それでは、これより平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いいたします。

みどり公園課長 ここから座らせていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。急な招集にもかかわらず、皆様8名から御出席の御連絡をいただいておりますが、越野委員がまだお見えになっておりません。しかしながら、8名中7名の出席ということで、本日の小委員会は成立しているということになります。

熊谷委員長 次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 資料ですけれども、まず、平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事次第というA4の紙1枚がございます。

続きまして、資料1としまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿。資料2といたしまして、保護樹木等の指定及び解除についてです。

それから、参考といたしまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会について。それからもう一枚、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、保護樹木の分の抜粋でございます。

資料の不足がございましたら、御連絡をいただければと思います。よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明をいたします。

担当の職員より映像をまじえて御説明をさせていただきます。室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 それでは、担当の宮田から説明させていただきます。パワーポイントで説明させていただきますので、座って説明させていただきます。一部見にくい点等ございますが、御了承ください。

保護樹木等の指定及び解除につきまして、平成24年2月1日から平成24年2月27日の期間に、指定の同意書及び解除の申し出がありましたものについて、御説明申し上げます。

今回の指定及び解除本数についてです。

指定については、保護樹木につきましては、指定件数が0件、指定本数0本。解除件数については1件、解除本数については2本ございました。

保護樹林、保護生垣につきましては、指定及び解除につきまして、いずれも申し出及び届け出はございませんでした。

重複いたしますが、保護樹木等の指定につきましては、保護樹木、保護樹林、保護生垣のいずれにつきましても、指定の申し出はございませんでした。

保護樹木等の指定解除についてです。

保護樹木等の指定解除につきましては、1件、2本ございました。

こちらにつきましては、北新宿三丁目にあります鎧神社内の2本の保護樹木の指定解除について届け出がございました。

1件目が、社寺敷地内に生育しております指定年度昭和48年のエノキになります。幹回りは1.9メートル。

続きまして、2本目は、昭和48年に指定しておりますイチョウで、幹回りが2.20メートルのものになります。

いずれも建築計画のため、今回、指定解除の届け出がございました。

続きまして、こちらがエノキの写真になります。現在、敷地北側の擁壁沿いに生育しております。ちょっと見にくいんですけども、ここに擁壁があって、裏手に、こちら側が北側になります。もう一つ、L字で擁壁が入っております。

今回の建築計画に関して、北側の私道がセットバックする必要があり、後退箇所に生育しているため指定解除の申し出がございました。幹回り1.9メートルで、樹高約8メートル、枝張り6メートルとなっております。生育良好ですが、落葉期ですので葉の状態は確認できておりません。幹等にウロなどは見られない状態です。北側私道と対象敷地の地盤高の差は約1メートルございます。対象敷地が高い状況になっております。

続きまして、2本目のイチョウです。先ほどのエノキ同様に、今回の建築計画に際して、新しい建築物の設置予定箇所に生育しています。北側私道がセットバックすることにより、後退箇所に根の生育箇所がかかることから、指定解除の申し出がございました。こちらは、建物とそれから後退の部分と両方がかかる予定になっております。幹回りは2.2メートルで、こちらになります。樹高は約10メートル、枝張り4メートルとなっております。根元には一部ウロがございましたけれども、巻き込みを始めているような状況になっております。

こちらが、参考までですけれども、もとの用地のほう、敷地内を写真で撮ったものです。

こちらに見えます私道のセットバックで、こういう形で奥に入ってまいります。写真ではちょっと見にくいですが、ここに先ほどの保護樹木エノキがございまして、こちらにイチョウがございまして、こちらの敷地内ですけれども、こういうふうにならなくなってここにイチョウがあつて、このエノキの1本後ろにもう1本エノキがあるんですけれども、そちらが保護樹木という状態になっております。

以上が、保護樹木の指定解除の申し出になっています。

保護樹林及び保護生垣については、指定解除の届け出はございませんでした。

当委員会の承認後には、保護樹木につきましては、前回審議会から0件、2本減少いたしまして、278件、1,067本になる予定でございます。保護樹林、保護生垣につきましては、増減なしということになります。

以上で、保護樹木等の指定及び解除についての説明を終了いたします。

みどり公園課長 それでは、ここで、今回の小委員会の開催は急に決まったものですが、すべての委員の方々に対して意見照会を行いました。この意見照会に対し、黒森委員から意見をいただいております。これも、御参考にしていただきたいと思います。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今、事務局から説明をさせていただきましたが、ここで御質問や御意見があればお伺いしたいと思います。

金田委員、お願いいたします。

金田委員 このセットバックをしなければならないという理由は何なのでしょう。

みどり公園課長 これは、神社の建物の建築計画にあたりまして、その敷地に面している道路について、2項道路という道路に指定された道路があります。それについては、防災上の観点もありますが、中心線から2メートルセットバック、最終的には両側が下がって4メートルにしなければいけないという規定がありまして、これを下らなければ建築が許可になりません。

私ども、それにあたりまして建築部署とも相談をいたしました。ここは一段高くなっていて塀ができていますね。一段高くなった擁壁のところ、とりあえず反対側も今のところ下がる予定がないものですから、塀だけ壊して後ろに生垣をつくってとりあえず残せないものか、いろいろ協議をさせていただきました。一つはその2項道路を所管する部門、もう一つは建築確認をする部門、両方とも協議をさせていただいたんですけれども、結果的にはそう

いうことは認められないということでした。そういうことで仕方なく伐採することになりました。

それともう一つは、この建築確認の申請が民間主事に出ていたもので、ある程度決まるまで私どものほうに連絡がございませんでした。そういうことで、もうちょっと前の段階で御連絡いただければ、もう少し対処のしようがあったかもしれないというところがありました。2月16日、10日ちょっと前に初めてこのことが私どものほうに連絡が入りまして、それから急いで動いたんですけれども、結果的にはこういうことになってしまったというような状況がございます。

熊谷委員長 どうぞ、椎名委員。

椎名委員 これは、前面道路はここじゃないんですか。

みどり公園課長 反対側、区道がございます。

椎名委員 あるんでしょうね。

みどり公園課長 全体の図面がないんです。

椎名委員 前面道路があっても四隅は全部。

みどり公園課長 ええ。その敷地に接している道路があると、それは下がらなければいけない。

椎名委員 2項道路はみんなやらなきゃいけない。

みどり公園課長 ええ、そうなんです。

椎名委員 なるほど、厳しくなったんですね、今ね。

輿水委員 今までもそうなんですけど、ここにいらっしゃるメンバーの方は専門家ですから、今の話で大体こう空間のイメージがわかるんですけれども、確かに平面図欲しいですね。ここがこうなって、ここにあってこれがひっかかっちゃうんだよと。こういうのがあると。簡単に、もう線だけでいいと思うんですけど、そのほうがね。

みどり公園課長 すみません、今、じゃ焼いてきます。申しわけございません。

輿水委員 3辺、2項道路、細い。1辺だけ広い。

事務局 2辺が区道で、行きどまりで入っている私道が非常に狭いという。

みどり公園課長 行きどまりの道路なので、実際には余り使い道がないんです。そういうこともあって、いろいろ交渉はしたんです。それで、あれだけ狭い実際の通りなので、今下がっても余り意味がないのかなというところはあったんですけれども。

椎名委員 これは民間が建築許可を出しているんですか。

みどり公園課長 そうです。

椎名委員 民間の建築士が特定行政庁ということになるんですか。

みどり公園課長 ええ、何年か前からそうです。

椎名委員 それほどこの。要するに、民間の建築士の方が権限を持つという形になるんですか、最終的には。

みどり公園課長 そうです。何年か前までは、区だけでやっていたんですけども、今は規制緩和で、そうですね。

椎名委員 規制緩和、そこがね、変なふうになってきましたね。そうですか。じゃ、区長も口出せないですよ。

みどり公園課長 そうですね。

みどり土木部長 区の建築主事にも照会とかは来るんですけど、基本的にはその前にかなり、いわゆる民主事と言うんですけど、民間のおろすところと、こういう計画方式でやっていますので、法的に間違いのところだけは指摘できますけど、難しいというのがありますね。

ある意味じゃ、これも規制緩和の一つの我々にとっては苦しいところといいましようか、後手後手の対応になってしまいますね。

椎名委員 余計、縦割りになっちゃいますね、まさにね。

熊谷委員長 はい、どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員 先ほど区役所の方が、もうちょっと早く言ってくれば何か方策があったとおっしゃったんですけど、どんな方策が。

みどり公園課長 例えば、早い時期に、これ、場所が狭いので無理かもしれないですけど、根回しをしておいて動かすということも考えられなくはない。ただ、ちょっと場所が狭いので、木が大きいので無理かもしれませんが。あとは、建てかえのときにちょっとずらすとかということも考えられたかもしれませんが。

神社さんとしては、最初からもう、ここまですればそういう計画をしているということで、変更ですとか、ここではもう業者さんも手配までしているということで、なかなか難しい状況です。

輿水委員 保護樹木以外にも何か樹木ありますよね。あれも全部切っちゃうんですか、結局。今ある木は全部。

みどり公園課長 そうです、こちらの部分は。それ以外にも、敷地内には樹木はまだたくさん残っていますので。

事務局 一応、北側の接道につきましては、保護樹木2本、それからほかに2本という形で、

計4本と伺っております。

事務局 では、私のほうから。今、お手元に図面をお配りさせていただきました。この図面の、白黒でわかりにくいんですけれども、ちょっと黒くハッチングのしてあるところ、増築建物、おわかりでしょうか、社務所とございます。

今回の建築計画は、こちらの部分だけです。ただ、ここを建てかえるにあたりまして、そこに、この図面でいいますと上になるんですけれども、道路がございます。私道でございます。全部で線が1、2、3、4ございます。ここの部分を中心から2メートル下げなくちゃいけない。で、現状が1.45メートルですとか1.38メートルとか非常に狭い道ですので、その分たくさんセットバックをしないとイケないというのが現状でございます。

セットバックをしないと建築の許可が受けられないんですけれども、一方でこの下がる部分に、保護樹木を含めまして全部で4本の大きな樹木があるというのが現状でございます。

こちら、神社の全体図なんですけれども、この敷地の中に保育園ですとか、本殿堂とか、拝殿とかがあるんですけれども、事実上一つの敷地でございます。この中には、ほかにも保護樹木ですとか保護樹林に相当する樹木がございまして、全体的にはうっそうとした森となっております。

以上でございます。

熊谷委員長 はい。

輿水委員 この図で1番と4番は道路にひっかかっているように見えるんですけれども、2番と3番はぎりぎりこの道路の拡幅のところより逃げていますよね。だから、残そうと思えば残らなくはない、物理的には。でも、結局、これ切っちゃう。

事務局 はい。

事務局 幹がかすっているのと、1メートルほどの高低差があるというのが、大きなネックになっております。それから、新たに地盤を形成するにあたって、あるいは増築する建物をつくるに当たって、余掘りが必要になるということです。

あと、どうしてもここの2本については、残せないかということを経営的に所有者のほうに直談判したんですけれども、これは受け入れてもらえませんが、我々としても大変残念だったんですけれども、どうしてもできないという回答だったものですので、今回こちらの審議にかけたというところでございます。

熊谷委員長 ほかに何かございますか。

ここの神社さんには、保護樹木はほかに何本かあるんですか。この図面には載っていない

んですけれども。

事務局 残り11本です。

熊谷委員長 11本あるんですか。もともと13本だったのが、今回、2本ということですか。それとも、20本ぐらいがだんだん減ってきているんですか。

事務局 昭和48年に指定しております、当初は14本ございました。その後、平成20年、22年、あともう1つ平成15年と段階的に解除がございまして、今回、さらに2本の解除というところでございます。

熊谷委員長 14本だったの、最初。

輿水委員 合わないじゃない。

事務局 失礼。解除する前が11本。今回の件が解除になりますと9本になります。残りが9本。

熊谷委員長 残りが9本で。

みどり土木部長 もともとは14本だから。

熊谷委員長 14本から11本になって、9本になるんだ。

事務局 そうです。

輿水委員 そして、3番、4番というのは、保護樹木と右の上を書いてあるんですけど、これは解除されちゃって、もうないんですか。

事務局 これは保護樹木の指定ではなくて……

輿水委員 これは何なの。

熊谷委員長 これはね、保護樹林なんだ。

輿水委員 樹林なの、樹林。失礼しました。

事務局 ですから、保護樹木の規定を満たすほど太くはないんですけれども、それ相応に一般には育っているという状況です。

輿水委員 これは解除しないんですか。

事務局 保護樹林は面積になるので、そこがちょっとあやふやなところなんですけれども。

輿水委員 これは解除しないのか。

事務局 樹林は、500平方メートル以上という規定がございまして、ここは1,254平方メートルを指定しているんですね。

輿水委員 これ、伐採しないと道路できないよね、4番は。

事務局 ただ、樹林としてまだ残るんですね。

熊谷委員長 3、4はだからもう伐採するんだよ。

輿水委員 3、4はね。

熊谷委員長 3、4は。だけど、保護樹木の解除には当たらない。

みどり土木部長 何本切るの、今回、この建築で。

事務局 4本です。

熊谷委員長 保護樹林の変更か何かに……

輿水委員 やったんですか、これ。

椎名委員 あたるの。保護樹林の面積変更にならないの。

熊谷委員長 しないの。

事務局 そこをつかれると……、正直言って、なかなか。

輿水委員 余り切るのをあからさまにすると嫌だから隠しているというのはやっぱりまずいで
すよ、これ。はっきり申し上げて。

事務局 それは、そういうつもりではないんですけれども。

輿水委員 だって、こういうのも切るんでしょう、結局、結果的に。

みどり土木部長 3番、4番って、切るんでしょう。

事務局 3番、4番も切るんですね。

みどり土木部長 でも、保護樹林としてカウントしているわけ、一応、土木って。

事務局 そうです。保護樹林は、何が何本あるかは全く記録がありませんので。

みどり土木部長 エリアとしてあるわけね。

事務局 エリアとして面積計算になるので、あと、審議事項の中では面積の変更はあり得るん
ですけれども、樹木の本数としては上がってこないという形になります。

事務局 500平方メートル単位なんですね。

椎名委員 こういった制度の問題がね、今、内包されているのかなという気がしますね。です
から、例えば、東京都は街路樹倍増計画といって2倍に本数をふやそうとしていますでしょ
う。だから、そういう観点からいうと、やっぱり保護樹林、何平方メートル、何本という、
何かそういうもうちょっと。そういう両方で、樹林というのは面積と本数も。本数は関係な
いという、今、立場ですよ。これがね、指定の要件に入っていないんですね、本数は、樹
林は。だから、それは何かそうしないと、こういう矛盾がね。区民の方は4本なくなるとい
うのを知らせてもらえないわけですよ、これね。

みどり公園課長 ただ、一つ難しいのは、昭和48年に指定して、そのときどうやって面積をカ
ウントしたかは不明ですけれども、それから樹冠が相当大きくなっていると考えられます。

そうすると、樹木2本分ぐらい減っても当初の指定面積よりふえている可能性は十分高いと考えられます。要するに、面積という計算、いわゆる緑被率というんですか、そういうものでカウントすると結構大きくなる。そこの精査までは全然していないものですから、その辺も難しいところがあるかという感じはします。

椎名委員 でも、それは新宿の緑がふえるという一つのあれにもなりますよね。それ、いいことですよ、逆にね。

みどり公園課長 実態調査でもふえているという実績がある中で、当然切られればある程度の面積は減りますから、減ることにはなるんですけども、トータルの登録面積としてはどうなのかなというのちょっと気になる場所なんですけれども。

椎名委員 きっと保護樹木って、切られるばかりで数が減っていくという話の一つありますよね、これね。黒森さんもそういうお立場で書いていらっしゃるんですけども。でも、今、課長おっしゃったように、だんだん樹冠が大きくなって緑としてふえていくというのが、この保護樹木の政策のプラス面ですよ。そういう部分はやっぱり必要かもしれませんね。考え方どうするかという話ありますけどね。

だから、保護樹木をやっていて緑はふえるんだと。要するに、本数は変わらなくても緑はふえるという観点というのが、何か考えなきゃいけない部分はありますね。何か、今のお話聞いて、積極的な部分はね。

今の、ここの、きょうの話ともちょっと違って申しわけないんですけども、時間がないのにすみません。

みどり公園課長 それで、本数はすぐ数えられるんですけど、やっぱり樹冠の面積というのはなかなか。私どもがやっているみどりの実態調査は5年に1度しかやらないものですから、その5年ごとの変化はわかるんですけども、個々のこう対応して、じゃ面積幾つになったのと言われたときに、なかなかそれをすぐ出しにくいというような問題はあるのかなと思います。

熊谷委員長 はい、どうぞ。

池邊委員 先ほどの建築確認との関係なんですけれども、やはり保護樹木とか保護樹林がかかっているところは、それよりも早くに何らかの形で事前相談に来るというものをしないと、黒森さんお書きになっているように。今回の場合にはセットバックという、どちらかというとか公の首を絞めているみたいな部分があるので仕方ないですけども、黒森さん書かれているように、社寺建築というのはどんどん今建てかわっていて、それがじゃどこに建築物

を置くかというのが、緑を避けるかどうかというところはまだまだ相談のしようがある建物がたくさんありますけど、でも、今回のようにもうそこまで決まっていると、もう既にそういうことができないという形になりますよね。

多分、景観審議会のほうでもアドバイザーがつくとか、新しい建物をつくるときにはやっていらっしゃいますよね。そうだとすると、そっちと両方になって、本来であれば、多分、なるべく新しくなったときに、接道部にその緑が残るようにとかという指導もできるはずなので、少なくともこの黒森さんおっしゃっているように、その昭和48年からずっと税金をいただいているというそういうようなことについて、届け出はお願いしてやっているわけだけれども、やっぱり解除するときは早目に、いわゆる確認申請の前に出すというようなことをやっぱりしていかないと、今回のはちょっとかなりやむを得ないですけど、結構守れるものも守れなくなってきますよね。

事務局 ただいまの件について。おっしゃるとおりでございます、確認申請の事前協議ということで、景観協議で、そちらのほうで区長の認定がないと建築の確認申請おりないんですね。同様に、緑化計画書、建物を建てる時に区の条例で定めた緑化をしていただかないと、確認申請がおりないという制度になっております。ですから、今回も本来であればその網にかかるはずだったんです。

池邊委員 そうですね。

事務局 ええ。ところが、今、民主事でも確認申請をおろせるようになりまして、今回のケースで言いますと、その民主事のほうに先に行きまして、そこで協議が済んだ後に、私どものほうにこんなのが民主事に出ましたということで情報が入ってきたんですね。それから、慌ててこちらのほうに。

ですので、ある程度、こう図面ができてしまった後に、区のほうが情報を得たもので、本来であればもっと早くに情報が入るところが、こうしたケースになってしまいました。

おっしゃるとおり、保護樹木なんかですと、特にもっともっと早くに出て当然しかりでして、私どももその解除あるいは建築計画があるときには、わかり次第出してくださいということは、毎年毎年、文書で通知はしているんですね。にもかかわらず、この宗教法人の方はそれを全く無視しまして、そこが良心というんですか、そこにかかわってしまうもので、私どものほうも今回こうした形になったというのが現状でございます。

みどり土木部長 ちょっと補足というか、違う視点からいうと、区の建築主事は区の施策としての緑の重要性というのは十分認識しておりまして、いろんな事件といいましょうか、あつ

た後、特にかなり気を使っただきまして、こういう建築に伴って樹木が影響受けるときには、事前に。

今のような手続も、以前にも結構、協議させていただいているところなんですけど、民主事の場合、我々は建築主事を通していろいろ言っただきしているつもりなんですけど、まだまだ認識が薄いのかな、今回の件も含めましてですね。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、やや樹木に対する思いといたしまして、薄いかなというふうに思っておりますので、今回これといたしましても、もう一度改めてうちのほうの建築主事を通して民主事の方々に、会社といったほうがいいのかもかもしれませんが、特に新宿区の場合については、手続の以前にやっぱり緑が影響受ける場合は、なるべくわかった段階で相談いただくようにしていかなければいけないかなというふうに、今回のことを踏まえて思いましたので、そのようなことは伝えていきたいなと思っております。

熊谷委員長 どうぞ。

椎名委員 やっぱり緑の基本計画の中で、何かそういう足がかりがあるといえば、条例で対抗できるのかどうか知りませんが、例えば消防同意みたいな仕組み。消防同意ってあるでしょう、建築のときに消防同意取っておかなきゃおろさないでしょう。だから、そんなことは、画期的ですけどね、そういうこともできるかどうかわからないけど、何かチャレンジしていただくって画期的ですね。屋上緑化と同じで。

熊谷委員長 建築確認、どのくらいの割合。

みどり土木部長 今では、民主事のほうが多いと聞いています、新宿区内の場合は。

熊谷委員長 民主事のほうが多いですか。

みどり土木部長 スピードを持ってやっているのだから速いと。先生のほうで御存じでございますけど、速いということと、結構微妙なところも、失礼な言い方かもしれませんが、語弊があるかもしれませんが、事業者側に有利なような判断もないわけじゃないというふうにならざるを得ないとおわせていただきますけれども、あるというふうには聞いております。

熊谷委員長 事業者側と土地所有者側に。

みどり土木部長 そうですね。

熊谷委員長 だから、例えば今回こういうことが起こって、新宿区としては非常に緑の推進をいろいろこれまで一生懸命努力してきて、できるだけ区民のための緑を守りたいということをやっているのだから、区の建築申請の担当、あるいは建築の課長とかその辺から、こう民へ行くのも一つですけど、場合によっては、このみどりの推進審議会として民主事の各会

社にそういう趣旨で、事前協議をできるだけ早く、区の場合は当然やっているし、それから民間の方にもこれを非常に意識してくださいと。で、審議会が、場合によっては審議会の会長名でもいいですから、それでそういう文書をできるだけ早く。それだけでも多少は違うと思いますよ。

みどり土木部長 わかりました。そうですね。

熊谷委員長 つまり、そういう何か、区長名でもいいかもしれない。区長名ではちょっとあれだから、審議会が一番いいかもしれませんね。それで、審議会の名前で、今回、全建築申請に携わっているような事務所にはお送りすると。それ以外に建築のほうからね。そういうことでいかないと。

多分、今おっしゃったように、わかっているんですよ、事務所の人も大事なことは。でも、それだとそれを緩くというか、それ大目に見ていかないと、仕事にならないですからね。だけど、それは建築主が来たときに、実は新宿区の審議会からこういうのが出ていますので、と言って依頼主に、こう何かいい意味で説得できるよね。そういうことをしないと。

それを含めて、ちょっときょうの議題としては大き過ぎますけど、本審議会のほうで。

みどり土木部長 今の委員長の趣旨を踏まえまして、ちょっと建築土木も調整させていただきますけれども、できればそういうような文書等で周知をするようにしていきたいと思います。そこは受けさせていただきたいと思いますので。

熊谷委員長 それと、私の質問がちょっと残って。これ、14本が11本なって9本になりましたよね。いろいろ聞いてみると、この増築とかあるいは塀のセットバックとか、一見こうどうしようもないあれでなくなっているんですけど、逆に言うと、この敷地内いろいろこう増築したり何かしながら変えていますよね。そのたびに数本は植えているんじゃないんですか。植えてない。木は全く植えてないの、切るだけで。わからない。

事務局 ちょっと補足なんですけれども、先ほど建築に際して緑化を指導しているということをお話しさせていただいたんですけど、今回、順序は逆になったんですけども、これ、我々がその情報を得て、緑化計画書制度といいまして条例に基づく緑化をしてくださいということで指導したところ、今、ちょうど決裁を回しているところなんですけれども、そうした形で新たに植えさせてはいるんですね、この建築に伴いまして。

熊谷委員長 だから、そういう植えさせて、例えばひよろひよろした木でも植えておいてもらえれば、20年もたてば。だから、そういう指導もしていけないと、だめよ、だめよとばかり言っていると。

みどり土木部長 今でも低木だったけど、植えるような形になっているんだよね。

事務局 ええ、そうですね。基準は満たすように、必ず満たすということで指導はしておりますので、今回の建築に際して切られるだけではないということは、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

熊谷委員長 ですから、事務局も大変だと思うけど、今までこの保護樹木の解除とか保護樹林の解除とか面積変更とかそういうことばかりここでやっていましたけど、逆に言うと、建築計画でどのような緑化をやっているという実例を出してもらって、そういうのと同じく一緒に議論してもらって、非常にその緑化計画に熱心でそういうことに対して協力的なところと、あるいは地区とかそういうものと、それからこううまく委員会のほうでこの審議会が把握して、両方どう有機的にね、うまく、何かそういうふうに発展させていったほうが。

多分、事務局は個別にはすごく努力しておられるのはわかるんですけど、そうじゃないと何か事務局はこればかりやっています。

事務局 今、すみません、ちょっと私、言いわけがましいですけども。実は新宿は、こうした形で開発によって樹木が切られてしまうことはこれは事実なんですけど、一方で、開発によって大きな樹木を植える、開発によって緑化を推進するという事例が、特に再開発ですとか大規模開発では、我々もそうした方面で努めております。

次回あるいはその次の審議会で、そうした開発に伴う緑化というのを皆様にお示ししまして、我々が実際にこうしてやっているということ、あわせてそれを見ていただいた上で、今後こうしたほうがいいみたいな御意見がいただければ大変助かります。いつもこうしたものばかりですと……

熊谷委員長 そうそう。

事務局 確かにおっしゃるとおりです。

輿水委員 賛成しないよ。こんなに頑張っているよ、許してということでしょう。だめですよ、そんなのだめです。(笑)

熊谷委員長 それで、世の中の流れとしては、もう皆さんおわかりですけど、国全体とか、もっと言えば地球全体の緑とか何とか、ミチゲーションみたいに、どこか壊したときにそこでやるんじゃないかと、ほかでね。だから、新宿区の中でも一部の、ここだけの緑じゃなくて、ここを何とかしたらほかに、ここのお寺の人は切らしてあげるけど、お金を出してどこかに植えなさいと。自分の土地でだめだったら、どこかとかね。そういうような形にいずれしていかないとだめだと思うので、そういうことへの手がかりを何かを今後考えていただいて、

そういうこと。

どうぞ、どうぞ。

福田委員 これって素人的に見ますと、神社ですよ。神社だから、当然境内も広いわけだし、今の伐採ということは切ってしまうということですよ。これって数、木はあると思うんですが、移植というのはどうなんですかね。この敷地の中で、せっかく。

輿水委員 こういうことになるんですよ。この審議会で指定解除だめですと、認めませんと。所有者は、だったら審議会ですら責任持ってくれよと、譲り渡すから何とかしてくれと、そこまで言うんだったら。だから、区はお金で掘り取ってどこか別なところに移植するわけですよ。ただ、このイチョウだったら300万ぐらいかかりますからね。そのぐらいやれるかどうかですよ。その覚悟があれば、ここで指定解除はいかん、許さないと言ってもいいわけですよ。

渡辺委員 こんな大きなの、移植して大丈夫なんですか。

輿水委員 それはもう大丈夫ですよ。

椎名委員 エノキですから。

みどり公園課長 エノキとイチョウです。

椎名委員 間違いなく、エノキね。ケヤキ？

みどり公園課長 エノキです。

椎名委員 エノキですか。縦引きすればあれでしょう、そんなにかからないでしょうね。根回ししなくてもきつとつく可能性は高いですね。

事務局 今のお話で、こんな樹齢何百年という木を1本移植させた例が、今、ちょっと、ごらんいただきたいんですけども。

事務局 前回、御紹介している。

事務局 ちょっと画像が小さいんですけども、これイチョウなんですけど、これは神社でやっぱり大規模な開発をするときに、たまたま御神木の1本だったんですね。我々のほうも中山弘子区長も、歴史や文化に根差した樹木を残すようにということを強く言っておりますし、開発業者のほうにどうしても残せということを言いましたら、建築とあたってしまうと。じゃ移植しなさいよ、やってもらったんですね。1本300万円です。

何メートルか動かしまして残してもらおうようにしました。今、その制度としまして、区のほうで1本につき30万円の助成金を出しております、それも活用して移植したという、ちょっと御参考までに。それだけ、新宿区では、保護樹木を残してもらいたいということで、

こういう制度もあるので、ぜひ活用してくださいというお話をさせていただいております。

事務局 鎧神社内の樹木のお話なんですけど、これを見ていただくとわかるかどうかちょっとわかりませんが、真ん中すべてモルタルで全部補充してまで守っているというものもあるんですね。これはやはり戦災のときに、2本だけしか残らなかったそうなんです、樹木は。そのうちの1本なんですけど、私が見てももうほとんどモルタル詰め状態なんですけど、それでも守っていただいているというのが、境内の真ん中に生えているイチョウにはございますので、神社自体も木に対してそこまでこうガンガン切るといようなものではなく、自分のところで治療を続けていただいて、きちんとケア、こちらがケアになっているかどうかちょっとわからないんですが、やっているのを続けていただいている樹木ではあります。

金田委員 いずれにしても、イチョウは随分立派なので、もったいないなという気がしますね。しかも、社務所があって、社務所の周りに樹木がないというのはすごく何か寂しいような気もするし。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたが、御質問等がこれでないようでしたら、保護樹木の指定及び解除については、本日の審議の結果、お認めをいただくことにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、本件についてはお認めをいただいたということでございますが、いただきました御意見については、事務局のほうと私のほうで後ほど整理をさせていただいて、次回以降の審議会にできるだけ生かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎その他

熊谷委員長 それでは、最後に連絡事項に移らせていただきますが、事務局、お願いをいたします。

みどり公園課長 それでは、連絡事項です。

きょうは貴重な御意見、ありがとうございます。

次回のみどりの推進審議会ですけれども、平成24年度4月以降に入ってからのご予定でござ

います。一応、6月ごろと考えておりますけれども、委員の皆様には文書にて改めて御通知を申し上げます。

なお、本日の審議の経過及び結果については、次回のみどりの推進審議会にて御報告をいたします。

それと、先ほどの図面ですけれども、回収をさせていただきます。申しわけございません。
熊谷委員長 よろしいですか。

本日は、どうもありがとうございました。本当にお忙しいところ、こんな熱心にお集まりいただきまして、それからこの小委員会を開くことによりまして、少しでも新宿区の緑が守れるように、またいい知恵を出していただけたらと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それと、実は、城倉課長が本年度で無事御卒業なされてということのようでございますので、今、お話があったように次の審議会は6月ごろになりますので、多分、皆様といろいろ事務局としてリーダーとしてやっていただけるのは、これが最後かなと思いますので、ひとつ城倉課長に御礼の意味を込めて拍手でもしていただけたら。

閉会とさせていただきます。どうも、城倉課長、ありがとうございました。

みどりと公園課長 どうもありがとうございました。（拍手）

◎閉会

熊谷委員長 それでは、本日の審議会は閉会でございます。ありがとうございました。

午後6時00分閉会